

美幌町合同納骨塚 ご使用の手引き

美幌町合同納骨塚のご使用を希望される方は、この手引きをご参照のうえ、所定の手続きを行ってください。

1. 美幌町合同納骨塚とは

少子高齢化や核家族化に伴うお墓の継承問題、埋葬形式の多様化など、残された親族に対する選択肢の一つとして設置するものです。

納骨は、血縁等にこだわらない様々な人と混在して行われます。

そのため、共同での使用に対するご理解をいただいて、納骨が実施されることとなります。

2. 使用者の資格（使用申請ができる人）

合同納骨塚を使用できる方は、次の（1）～（5）のいずれかに該当する方です

- （1）美幌町に住所を有する方で、親族の焼骨の埋蔵を希望する人
- （2）死亡時に美幌町に住所を有していた親族の焼骨の埋蔵を希望する人
- （3）美幌町内の墓地、墓園及び納骨施設を返還して埋蔵を希望する人
- （4）美幌町に住所を有する生前予約を希望する65歳以上の人
- （5）町長が特別な事情と認めた人

※町長が特別な事情と認めた人とは、（1）から（3）に準ずるものとして、次に該当する方を対象としています。

- （1）介護施設等の入所によって町外に居住することとなった方で、美幌町から介護給付等の住所地特例を受けていた人
- （2）故人の遠縁の人、葬儀もしくは火葬を行った人で、死亡届もしくは火葬許可書の届出人または死後事務委任契約による受託者となった人
- （3）親族等に引き取られることによって、死亡時に町外に居住した人または町長が住所を有していると同等と認めた人

【生前予約について】

生前予約とは、死亡後に自己の焼骨を合同納骨塚への埋葬を、生前に使用申請することをいいます。生前予約の説明は「美幌町合同納骨塚（生前予約）ご使用の手引き」をご覧ください。

3. 使用申請手続き（焼骨埋蔵の場合）

合同納骨塚への納骨を希望される方は、次の書類を添えて申請してください。

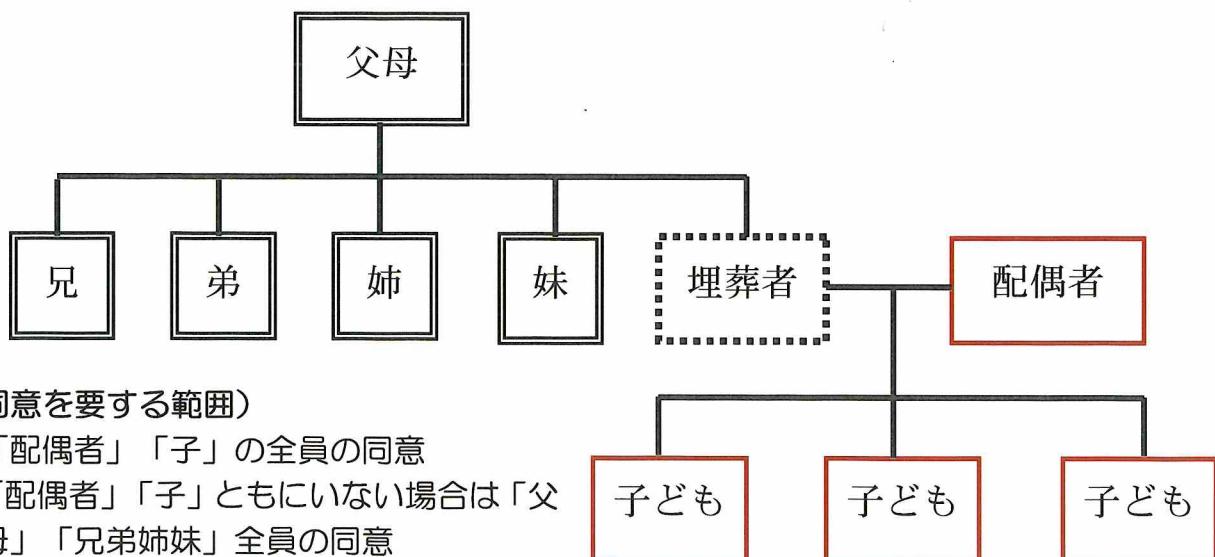
- (1) 申請書（合同納骨塚を使用（利用）する旨の申請書）
- (2) 同意書兼承諾書（合同納骨塚に収骨すると、お骨の返還ができないことに同意・承諾する書類）
- (3) 住民票（本籍の記載のあるもので発行日から三ヶ月以内のもの）
- (4) 火葬許可証、改葬許可証、収蔵を証する書類のいずれか
- (5) 町長が必要と認める書類（必要なときのみ）

※合同納骨塚に一旦、納骨した焼骨は、あとから返還することができません。
申請時に、申請者と次の範囲の親族の同意をいただくこととなります。

○同意を要する範囲

区分		同意を要する範囲（要件）	
埋葬者に配偶者がいる場合	子あり	配偶者と子ども（全員）	
	子なし	配偶者	
埋葬者に配偶者がいない場合	子あり	子ども（全員）	
	子なし	埋葬者の父母及び兄弟姉妹（全員）	

（注）埋葬者とは焼骨として埋蔵される者をいいます。



～ ①同意書の範囲（相続の第一順位に準じる）



～ ②同意書の範囲（相続の第二順位に準じる）

4. 使用料

焼骨（1体） 6,000円

生前予約（1件） 15,000円

【使用料の減免】

申請者が生活保護受給者のとき、使用料を減免する制度がございます。

5. 申請から納骨までの流れ

①	申 請	申請書と関係書類を添えて役場環境衛生担当へ提出します。
---	-----	-----------------------------



②	使用料の納付	申請後に使用料を納付し、領収書を提示します。
---	--------	------------------------



③	納骨日時の決定	納骨日を役場と打合せをして決定します。
---	---------	---------------------



④	許可証の交付	打合せをした納骨日が記載された許可証を交付します。
---	--------	---------------------------



⑤	納 骨	納骨日時に、職員立会のもと主宰者が焼骨の埋蔵を行います。
---	-----	------------------------------

6. 納骨ができる期間

【期 間】4月1日から12月26日までの火曜日及び金曜日
(美幌町役場の閉庁日は除きます)

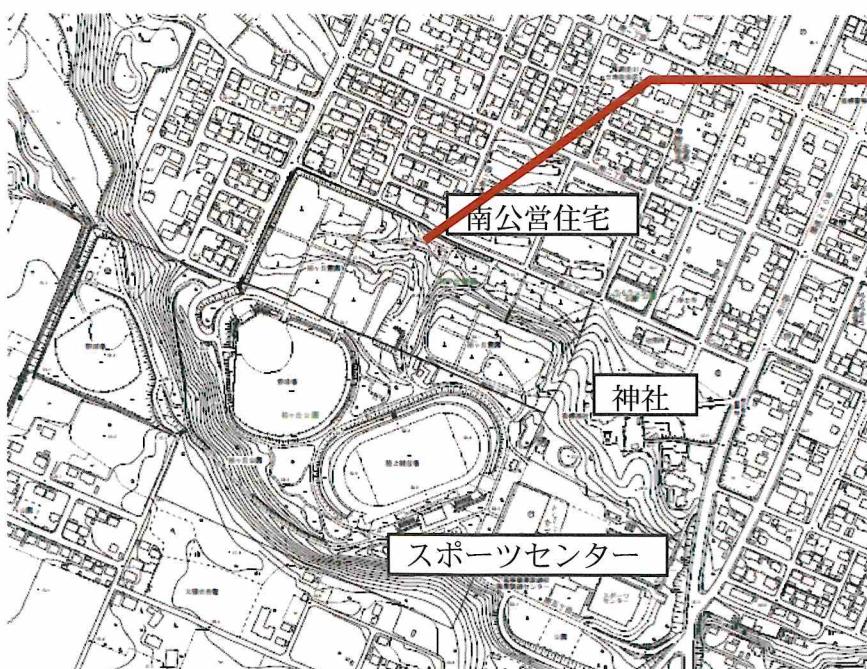
【時 間】午前10時から午後4時までの30分単位
(正午から午後1時までは除きます)

【埋蔵の方法】親族等が骨壺等から焼骨のみを取り出し、納骨口に入れます。
職員が焼骨を埋蔵することはありません。

※受付は通年で行いますが、納骨（焼骨の埋蔵）は、冬期間の積雪寒冷等に伴い上記期間とさせていただきます。なお、12月の積雪状況により、当年の納骨期間を26日以前に終了させていただく場合がございますので、あらかじめご承知願います。

7. その他

- ①使用申請から納骨まで、申請書類の確認など、多少の日数をいただくこととなります。納骨日は、申請者と相談のうえ決定し、その後「使用許可証」を郵送する予定となっております。
- ②納骨日に合同納骨塚で「使用許可証」を提示していただきます。
「使用許可証」を忘れずにお願いします。
- ③納骨は、骨箱や骨壺から「お骨のみ」を直接合同納骨塚に入れる方式です。副葬品等を入れることはできません。また、骨箱、骨壺は焼骨の埋蔵後、各自でお持ち帰りください。
- ④町は宗教的儀式を実施いたしませんので、あらかじめご承知ください。
なお、親族等が納骨時に、読経などを行うことは出来ますが、線香立てなどは常設しておりませんので、必要に応じて各自でご用意ください。
(納骨時間は、概ね30分以内でお願いします)
- ⑤美幌町合同納骨塚は、埋蔵予定数800体の共同で使用する納骨施設です。納骨において、個人的な事情は、ご遠慮いただくこととなります。
- ⑥やむを得ず、納骨を取りやめることとなつても、一度納付していただいた使用料の返還は応じかねます。
使用申請にあたつては、親族等よく相談のうえ、申請いただきますようお願いいたします。



美幌町合同納骨塚
市街共同墓地
(美幌町字元町26番地)



合同納骨塚の「使用者資格」「使用申請手続き」など、合同納骨塚に関することは何でもお気軽にご相談ください。

【担当・問合せ】

〒092-8650

網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地

担当：美幌町役場 環境管理課環境衛生グループ

(電話) 0152-77-6550 (直通)